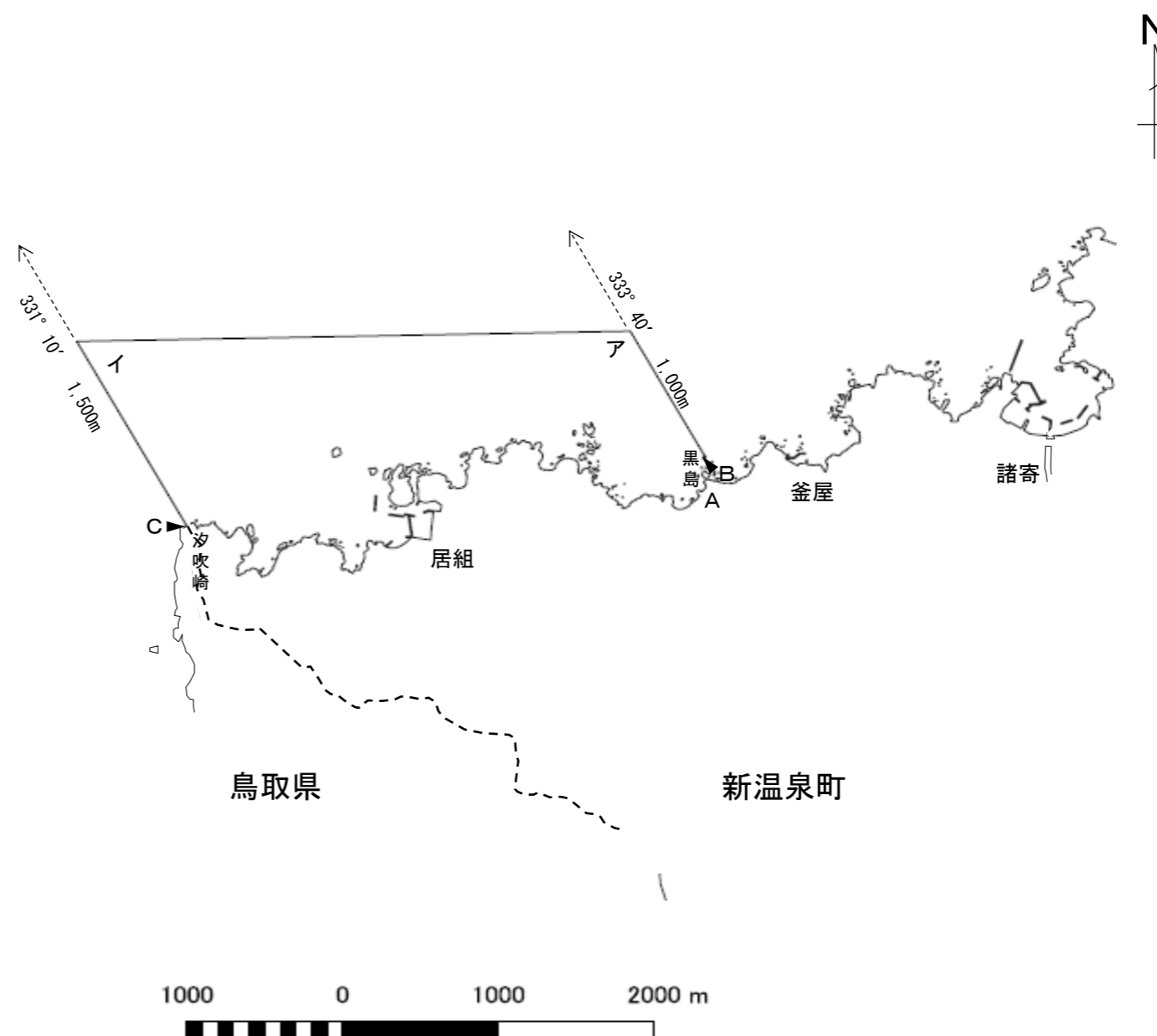


免許番号 共第244号

漁場の位置 美方郡新温泉町居組地先

漁場の区域 次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋・居組界  
(北緯35度37.00分、東経134度24.15分)
  - B 美方郡新温泉町釜屋・居組界地先沖の黒島頂上  
(北緯35度37.00分、東経134度24.15分)
  - C 兵庫県鳥取県界(汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱)  
(北緯35度36.86分、東経134度22.22分)
  - ア Bから333度40分1,000メートルの点  
(北緯35度37.48分、東経134度23.85分)
  - イ Cから331度10分1,500メートルの点  
(北緯35度37.57分、東経134度21.74分)



注1：方位は真方位、緯度・経度の座標は世界測地系を示す。  
注2：括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

令和 5年 9月 1日免許
共 第244号 漁 場 図

表示

表示番号	漁場	別紙漁場図のとおり（漁場図つづり込帳 第 冊 丁）			免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件	
	2	いそ刺網漁業		3月1日から10月31日まで				なし
2	とびうお刺網漁業		5月1日から7月31日まで					
2	かます刺網漁業		3月1日から11月30日まで					
2	雑魚小型定置網漁業		1月1日から12月31日まで					
2	いかかご漁業		3月1日から7月31日まで					
	以下余白		以下余白					
海区	但馬海区	免許番号	共 第 244 号			摘要		

表示番号	表示	漁業権区		入漁権区	
		順位番号	事項	順位番号	事項
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	美方郡新温泉町芦屋663番地の1 浜坂漁業協同組合 のための漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		